

2. 滋賀県住みよい福祉のまちづくり条例

本条例は、住みよい福祉のまちづくりに関し県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、高齢者、障害者、妊産婦、病弱者等で日常生活または社会生活における行動に制限を受けるものにとって、安全かつ快適な生活環境の整備を図る等、住みよい福祉のまちづくりのために必要な施策を推進し、もって県民の福祉の増進に資することを目的に、平成7年（1995年）10月施行しました。

条例では、単に建築物等の改善にとどまらず、①福祉教育および啓発活動の推進、②移動・交通対策の推進、③県民総ボランティアの推進、④視聴覚障害者の情報提供手段の充実、⑤住宅対策の推進、といった事項を基本とし、住みよい福祉のまちづくりに関する施策を総合的に講ずるための基本条例として位置付けています。

2.1 条例の位置付け

本条例では、ハートビル法の対象となる建築物および基礎的基準との連携を図るとともに、不特定かつ多数のものへの利用に供する建築物、官公庁舎等、道路、公園、公共交通機関の施設を対象施設としています。

また、整備基準についても高齢者、障害者に対する配慮項目の上乗せを行っています。それとともに、建築基準条例でも、その実効性を担保しています。

2.2 条例の内容について

滋賀県住みよい福祉のまちづくり条例		
1 出 入 口	直接地上に通ずる出入口 (1以上)	①幅は、80cm以上
		②戸の構造は、自動または円滑に開閉して通過できる構造
		③車いす使用者が通過する際支障となる段差を設けない
	駐車場に通ずる出入口 (1以上)	①幅は、80cm以上
		②戸の構造は、自動または円滑に開閉して通過できる構造
		③車いす使用者が通過する際支障となる段差を設けない
	各室の出入口 (各室1以上)	①幅は、80cm以上
		②戸の構造は、自動または円滑に開閉して通過できる構造
		③車いす使用者が通過する際支障となる段差を設けない
2 廊 下 等	①表面は滑りにくい材料の仕上げ	
	②廊下等の段を設ける場合	
	ア 手すりの設置	
	イ 回り段を設けない	
	ウ 表面は滑りにくい材料の仕上げ	
	エ 段は識別しやすいもの、かつ、つまずきにくい構造	
	オ 段の端に近接する廊下等および踊り場に、注意喚起用床材の敷設	
	③1以上の経路の廊下等の構造	
	ア 廊下等の幅は、120cm以上	
	イ 末端または50m以内ごとの車いす転回スペースの確保	
ウ 廊下等の高低差がある場合は傾斜路および特殊構造昇降機を設ける		

滋賀県住みよい福祉のまちづくり条例

2 廊 下 等	傾 斜 路 の 構 造	(ア) 幅は、120cm 以上（段を併設する場合は 90cm 以上）
		(イ) 勾配は 1/12（傾斜路の高さが 16cm 以下の場合は 1/8）
		(ロ) 傾斜路の踊り場は、長さ 150cm 以上
		(ハ) 表面は滑りにくい材料の仕上げ
		(ニ) 手すりの設置
		(ホ) 傾斜路は、廊下等の色と識別しやすいもの
		(ヘ) 傾斜路の端に近接する廊下等および踊り場に、注意喚起用床材の敷設
エ 各出入口およびエレベーター等の昇降路の出入口に接する部分の水平の確保		
オ 廊下等に手すりの設置（病院・診療所、身体障害者更正援護施設等）		
④案内場所等まで誘導用床材を敷設または視覚障害者を誘導する装置の設置		
3 階 段	①手すりの設置	
	②主たる階段に回り段を設けない	
	③表面は滑りにくい材料の仕上げ	
	④段は識別しやすいもの、かつ、つまずきにくい構造	
	⑤段の端に近接する廊下等および踊り場に、注意喚起用床材の敷設	
4 エレ ベ ー タ ー	(2) エレベーターの構造	(1) エレベーター（不特定かつ多数の者の利用に供する階に停止するもの）の設置
		①エレベーターの出入口幅は、80cm 以上
		②かごの床面積は、1.83 m ² 以上
		③かごの奥行きは、135cm 以上
		④かごの平面形状は、車いすの転回に支障のないもの
		⑤かごの停止位置、現在位置の表示装置の設置
		⑥かご内の、車いす使用者が操作しやすい位置に操作盤を設置
		⑦かご内の側板に手すりの設置
		⑧かご内に、音声で到着階、戸の閉鎖、昇降方向を知らせる装置の設置
		⑨乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置の設置
		⑩乗降ロビーに、車いす使用者が操作しやすい乗降ボタンの設置
		⑪乗降ロビーの広さ（150cm×150cm 以上）
		⑫乗降ロビーおよびかご内の操作盤のボタンの表示等の点字による表示

滋賀県住みよい福祉のまちづくり条例

5 便 所	①不特定多数の者の利用する便所の設置は、1以上は次に定める構造とする	
	便所を設置する場合の構造	ア 車いす使用者便房の構造
		車いす便房の十分な面積の確保
		腰掛便座の設置
		手すりの設置
		イ 車いす使用者便房の出入口の幅は、80cm以上
		ウ 車いす使用者便房の戸の構造は、円滑に開閉して通過できる構造
		エ 便所には、車いす使用者が使用する際支障となる段差を設けない
		オ 便所の出入口には、車いす使用者便房の位置を示す案内板の設置
	②車いす使用者便房を設けた便所以外の便所の設置	
	高齢者・障害者用便房の構造	
	腰掛け便座の設置	
	手すりの設置	
③男子用小便器の設置		
床置き式小便器の設置		
床置き式小便器の手すりの設置		
④車いす便房、高齢者用便房を設けた便所には円滑に利用できる構造の洗面所を設置		
6 駐 車 場	①不特定かつ多数の者の利用に供する駐車場を設置する場合、車いす使用者駐車区画を1以上設置	
	設ける場合の構造	
	ア 駐車区画は出入口に近い位置に設置	
	イ 幅は、350cm以上	
	ウ 駐車区画の標示(国際シンボルマーク)	
②駐車場内通路は、敷地内通路の基準に準じて設置		
7 敷 地 内 通 路	①表面は滑りにくい材料の仕上げ	
	②敷地内通路の段を設ける場合の構造	
	ア 手すりの設置	
	イ 回り段を設けない	
	ウ 表面は滑りにくい材料の仕上げ	
	エ 段は識別しやすいもの、かつ、つまずきにくい構造	
	③1以上の敷地内通路の構造	
ア 幅員は、120cm以上		
イ 高低差がある場合		

滋賀県住みよい福祉のまちづくり条例

7 敷地内通路	(ア) 傾斜路の構造	幅は、120cm 以上（段を併設する場合は 90cm 以上）
		勾配は 1/12（傾斜路の高さが 16cm 以下の場合は 1/8）
		傾斜路の踊り場は、長さ 150cm 以上
		手すりの設置
	表面は滑りにくい材料の仕上げ	
	(イ) 傾斜路は、踊り場および傾斜路に接する敷地内通路と識別しやすいもの	
	①直接地上に通ずる出入口から敷地の接する道に至る敷地内通路の構造	
ア 誘導用床材の敷設または音声による誘導装置の設置		
イ 注意喚起用床材の敷設		
②排水溝を設ける場合の溝蓋の設置は、車いす使用者等の通行に支障のない構造とする		
8 授乳場所	観客席・客席部を有する施設、保健所、市町村保健センター等これに類する施設には、授乳場所を設置	
	ベビーベッドおよび椅子またはこれに代わる設備を設置	
9 観 覧 席 ・ 客 席	①固定式の観覧席・客席部のうち、間口 85cm 以上、奥行 110cm 以上の車いす使用者席を設置	
	ア 席の数が 500 以下は 2 席	
	イ 席の数が 500 を超える場合は、席数の 5/1000 席	
	②車いす使用者席までの通路の構造	
	ア 通路の幅は 120cm 以上	
	イ 客席内通路の高低差	
	ける 場 合 を 設	(ア) 傾斜路を設
(イ) 勾配は 1/12（傾斜路の高さが 16cm 以下の場合は 1/8）		
(ウ) 傾斜路の踊り場は、長さ 150cm 以上		
(エ) 表面は滑りにくい材料の仕上げ		
10 浴 室	不特定かつ多数の者の利用に供する浴室を設置する場合、1 以上は次の構造とする	
	①浴槽および洗い場の構造	高齢者、障害者等が円滑に利用できる広さ
		腰掛台・手すりの設置
	②脱衣場の構造	出入口の幅は、80cm 以上
		車いす使用者が円滑に利用できる出入口の構造
高齢者、障害者等が円滑に利用できる広さ		
腰掛台・手すりの設置		

滋賀県住みよい福祉のまちづくり条例	
11 更衣室・シャワー室	更衣室およびシャワー室を設ける場合、それぞれ1以上は次に定める構造とする
	①更衣室・シャワー室の構造
	高齢者、障害者等が円滑に利用できる広さ
	腰掛台・手すりの設置
12 客室	①客室内に車いす使用者が利用できる便所の設置 (客室内以外に設置されている場合は、この限りではない)
	②客室内に車いす使用者が利用できる浴室の設置 (客室内以外に設置されている場合は、この限りではない)
	③客室内は車いす使用者が円滑に利用できるスペースを確保
13 受付カウンターおよび記載台	車いす使用者の利用に配慮した受付カウンターおよび記載台の設置
14 公衆電話所	公衆電話の設置
	①電話台の高さ等は、車いす使用者が利用できる構造
	②電話所の出入口は、車いす使用者が利用できる構造
15 券売機	①券売機の設置
	②券売機の構造
	金銭投入口の高さは、車いす使用者が利用できる構造
	操作ボタンの高さは、車いす使用者が利用できる構造
16 案内板等	投入口、操作ボタン等に点字の標示
	①案内板の設置
	ア 案内板の高さ、文字の大きさおよび標示等を配慮した構造
	イ 点字の標示
	②病院の診察および投薬を待つための文字による表示装置を設置
③自動火災報知(消防法に定める基準の設備)の設置	
④聴覚障害者に配慮した光等による非常警報装置の設置	